



『高齢者補聴器購入費 補助金交付事業』



事前にご相談
ください

難聴により日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、補聴器の購入に要した費用の一部を助成します。

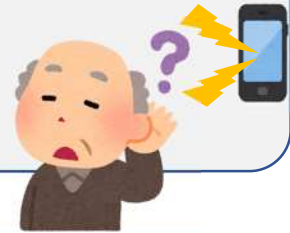
※村から「交付決定」を受ける前に購入したものは、対象外になります。



対象となる方は？

※下記の①～⑥のすべての要件を満たす方

- ① 65歳以上の方
- ② 西郷村に住所があり、現に居住している方
- ③ 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ④ 聴力レベルが両耳とも40dB以上70dB未満、又は片耳70dB以上で他方の耳の聴力レベルが70dB未満の方
- ⑤ 医師が補聴器を必要だと判断した方
- ⑥ 村税等の滞納が無い方



助成金額は？

補聴器購入にかかる費用に対し、**25,000円**を上限に助成します。

注意事項

- 助成を受けられるのは**1人1回限り**です。（25,000円に満たない場合でも、残額の再申請はできません）
- **申請・決定前**に補聴器を購入した場合は助成の**対象外**となります。
- 助成の対象は補聴器取扱い店舗（通信販売やインターネットでの購入は除く）から購入したものに限りです。
- **集音器は対象となりません。**

※補聴器は集音器と異なり、単に音を大きくするのではなく、本人の状態にあった調整が必要です。また、合わない器具を使用した場合、症状が悪化する可能性があります。

- 診察料（受診料）、文書料、修理代は対象になりません。

申請方法・受付窓口：西郷村社会福祉課

電話番号：0248-25-3910

※申請提出資料については、西郷村社会福祉課にて配布します。

▶▶ 詳しい流れは裏面をご覧ください

医療機関での聴力検査について

- 耳鼻咽喉専門医で聴力検査を受けてください。
- 受診の際は保険証をお持ちください。
- 診断結果（意見書）費用以外に受診費用がかかります。
- 医療機関での聴力検査の結果、助成の対象とならない場合もあります。

補聴器購入費補助金の交付までの流れ

① 社会福祉課で申請書等をもらう



② 耳鼻咽喉科を受診し、医師の「意見書」又は「補聴器適合に関する診療情報提供書」を作成してもらう

- 受診・検査・診断結果の意見書については自己負担となります。



③ 購入予定の店舗から補聴器の見積書を作成してもらう

- 購入金額、補聴器品目・型番の記載がされているもの



④ 西郷村社会福祉課に申請書を提出

【申請に必要な書類一覧】

- 西郷村高齢者補聴器購入費補助金申請書（第1号様式）
- 意見書（第2号様式）又は補聴器適合に関する診療情報提供書の写し
- 購入予定の店舗からの見積書
- 通帳の写し（口座名義、口座番号）

※補助金の振込先は申請者本人名義の口座になります。



⑤ 村で内容の審査を行なった上で「補助金決定通知書」が送付される



⑥ 決定通知書を確認し補聴器を購入する

- 決定前に補聴器を購入した場合は助成の対象外となってしまうためご注意ください。



⑦ 西郷村社会福祉課に完了報告書と請求書を提出

【申請に必要な書類一覧】

- 西郷村高齢者補聴器購入費補助事業完了報告書（第5号様式）
- 購入店舗からの領収書の写し※領収書の宛名は申請者本人になります。
- 西郷村高齢者補聴器購入費補助金交付請求書（第6号様式）



⑧ 村から助成金が振り込まれる